

一般社団法人電子スピサイエンス学会  
定 款

# 一般社団法人電子スピンスイェンス学会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人電子スピンスイェンス学会と称し、英語名を **The Society of Electron Spin Science and Technology** (略称 **SEST**) とする。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、後に定めるところの会員による相互の交流と知識の交換をはかり、電子スピンスイェンスの基礎と応用の発展に寄与すると共に、国際協力事業を支援することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表年会の主催、学術講演会及び研究会等の開催
- (2) 機関誌の刊行
- (3) 講習会及び若手育成を目的とした支援事業
- (4) 研究業績の表彰
- (5) 国際 EPR(ESR)学会(IES)などと連携した国際学術協力事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

## 第3章 公告の方法

(公告の方法)

第5条 本法人の公告は、電子公告によって行い、電子公告により公告できない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する。

## 第4章 会員

(会員の種類)

第6条 本法人は、次の会員によって構成される。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同し、入会した個人で、本会の活動・運営に参加できる者
- (2) 準会員 本法人の目的に賛同し、入会した個人で、年度開始時点で 32 歳未満の者
- (3) 学生会員 大学またはこれに準ずる学校に在籍し、本法人の目的に賛同して入会した者
- (4) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、本法人の事業を援助する個人、法人または団体の代

表者

- (5) 名誉会員 電子スピサイエンス分野の学術の発展に功績のあった者、または本法人に対し特に功労のあった者で、会長を兼ねる本法人の代表理事が推薦し、理事会及び社員総会の承認を得た者。ただし、名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(会員の資格の取得)

第7条 本法人に入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は所定の年会費を納入しなければいけない。

- 2 年会費の金額は細則で定める。
- 3 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- 4 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の理由があるときはその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告をうけ、または賛助会員の法人ないし団体が解散したとき
- (3) 除籍されたとき
- (4) 除名されたとき

(任意退会)

第10条 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届を会長に提出し、会費の未納がある場合はこれを完納しなければならない。

(除籍)

第11条 会員で会費を3年以上滞納し、かつ催告に応じないときは、社員総会の議決を経て会長がこれを除籍することができる。

- 2 前項によって除籍された者で、滞納会費に相当する金額を納めるときは、第7条の手続きを経て、再び入会を許すことができる。

(除名)

第12条 会員で次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

- (1) 本定款に違背したとき
- (2) 本法人の名誉及び信用を傷つけ、または本法人の目的に違反する行為があったとき

## 第5章 社員

(代議員)

第13条 本法人は、正会員の中から選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に

関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

- 2 代議員の定数は正会員 15 名以上とする。
- 3 代議員は正会員による選挙により正会員の中から選出する。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。
- 5 第 3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。ただし、理事又は理事会は代議員を選出することはできない。
- 6 第 3 項の代議員選挙は 2 年に一度、7 月に実施することとし、代議員の任期は、選挙の行われた事業年度の次の事業年度の開始から 2 年間とする。再任の制限については別に定める。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第 63 条及び 70 条）並びに定款変更（法人法 146 条）についての議決権を有しないこととする）。
- 7 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本法人に対して行使できる。
  - (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
  - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
  - (3) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
  - (4) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
  - (5) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- 8 代議員が第 13 条第 2 項に規定する代議員数を下回った場合には、代議員選挙における次点者を代議員として補充する。ただし、補充された代議員の任期は、退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 9 代議員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、代議員資格を失う。
  - (1) 正会員の資格を喪失したとき
  - (2) 連続して 2 年間、正当な理由なく社員総会を欠席したとき
  - (3) 代議員が辞任を申し出たとき

## 第 6 章 役員

（役員設置）

第 14 条 本法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 5 名
- (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とし、代表理事を電子スピサイエンス学会会長（以下「会

長」という。)とする。

3 理事のうち1名を電子スピンスイエンズ学会副会長(以下「副会長」という。)とする。

(役員を選任)

第15条 理事は、社員総会において代議員の中から選出する。

2 会長及び副会長は、理事会において理事の互選により選出する。

3 監事は、社員総会において代議員の中から選出する。

4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(役員任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内の最終事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して2期を超えて在任することはできない。

2 監事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して2期を超えて在任することはできない。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とし、補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員職務)

第17条 役員は次の職務を行う。

(1) 会長は、本法人を代表し本法人の業務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。

(3) 会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第18条 監事は、本法人の業務及び財産に関し、次の号に規定する業務を行う。

(1) 本法人の財産の状況を監査する。

(2) 理事の業務執行の状況を監査し、法令に定めるところにより、監査報告書を作成する。

(3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告する。

(4) 前号の報告をする必要があるときは、理事会の招集を要求する。

(報酬)

第19条 理事及び監事の報酬は無給とする。

(役員責任)

第20条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。但し、この責任は、総社員の同意により免除することができる。

## 第7章 機関

(機 関)

第 21 条 本法人は、次の機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 社員総会（代議員会）

## 第 8 章 理事会

(構 成)

第 22 条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(招 集)

第 23 条 理事会は、会長が招集しその議長となる。

- 2 理事会は、毎年 2 回以上開催する。但し、監事又は理事の 3 分の 1 以上から請求があったときは、会長は臨時に理事会を開催しなければならない。
- 3 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。
- 4 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き決議することができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 24 条 理事会の議事については議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名押印又は記名押印しなければならない。

## 第 9 章 社員総会

(社員総会の決議)

第 25 条 社員総会は、本定款及び法令に定めるところの他、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 事業報告、計算書類及び財産目録の承認
- (4) 名誉会員の承認

- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 定款の変更
- (8) 理事会において社員総会に付議することが決議された事項

(招 集)

第 26 条 社員総会は、すべての代議員をもって組織する。社員総会は、会長が招集し、本条 3 項 2 号の場合を除き議長となる。

2 本法人は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に定時社員総会を開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) すべての代議員の 5 分の 1 以上から社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

4 会長は、前項第 2 号の請求があつてから 6 週間以内に総会を招集しなければならない。この期間内に臨時社員総会が開催されないときは、請求をした代議員は裁判所の許可を得て社員総会の招集をすることができる。

(招 集)

第 27 条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。

3 前項の書面による通知の発出に代えて、当該社員の事前の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(議決権)

第 28 条 社員総会において、各代議員（社員）は各 1 個の議決権を有する。

2 社員総会は、すべての代議員の過半数の出席（委任状及び書面議決による出席を含む）がなければ議事を開き決議することができない。

3 社員総会の決議は、本定款又は法令上特別の定めのない場合は出席した代議員の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長が決するところによる。

(決 議)

第 29 条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は電磁的記録をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第 28 条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 30 条 社員総会の議事については議事録を作成しなければならない。

- 2 社員総会の議事録については、議長及び社員総会で選出された議事録署名人 2 名以上が、署名押印又は記名押印をしなければならない。

## 第 10 章 委員会

(委員会)

第 31 条 本法人に、運営及び事業を推進するために必要に応じ委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置及び委員の委嘱は、理事会の議を経て会長が行う。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項については、別に定める。

## 第 11 章 財 産

(基本財産)

第 32 条 本法人の財産は次にあげるもので構成する。

- (1) 会費
- (2) 本会事業に伴う収入
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他

(財産の管理)

第 33 条 本法人の財産は、会長が管理する。その管理方法は理事会の決議による。

(経 費)

第 34 条 本法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 35 条 本法人の会計年度は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 本法人の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、会長が作成し毎会計年度開始前に理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本法人の事業報告及び収支決算書は、毎会計年度終了後の 3 箇月以内に会長が、収支決算書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会及び社員総会での承認を受けなければならない。

(特別会計)

第 38 条 本法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会及び社員総会の決議、承認を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経費は、一般の会計と区分して整理するものとする。

(剰余金分配)

第 39 条 本法人は、剰余金が生じた場合であってもこれを分配しない。

2 本法人の収支決算に差益が生じた場合において、繰り越した差損があるときはその補填にあて、なお、差益があるときは、理事会及び社員総会の議を経て、その全部又は一部を翌年度の会計に繰越し、又は積み立てるものとする。

(会計原則)

第 40 条 本法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(書類の備え置き)

第 41 条 本法人の事務所に、次の書類を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 社員（代議員）名簿
- (4) 役員及びその他職員の名簿及び履歴書
- (5) 財産目録
- (6) 資産台帳及び負債台帳
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

## 第 12 章 定款の変更及び解散

(定款変更)

第 42 条 本法人の定款を変更する場合は、理事会の議を経て社員総会においてすべての代議員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

(解散及び残余財産の帰属)

第 43 条 本法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散することができる。この場合、理事会の議を経て社員総会においてすべての代議員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

2 本法人の解散に伴う残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与する。

## 第 13 章 附 則

(細 則)

第 44 条 本法人の定款の施行に必要な細則は、社員総会の決議を経て別に定める。

(設立当初の事業年度)

第 45 条 本法人の最初の事業年度は、第 35 条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成 27 年 12 月 31 日までとする。

(設立時の社員)

第 46 条 第 13 条の規定にかかわらず、本法人の設立時社員（代議員）の氏名及び住所は、次のとおりとする。

氏名 生駒 忠昭

住所

氏名 稲波 修

住所

氏名 太田 仁

住所

氏名 河合 明雄

住所

氏名 小堀 康博

住所

氏名 中村 敏和

住所

氏名 山田 健一

住所

氏名 山中 千博

住所

(設立後の代議員)

第 47 条 第 13 条第 6 項の規定にかかわらず、設立時社員（代議員）以外の代議員 7 名は、本法人成立後速やかに開催される代議員選挙によって選任するものとする。

(設立時の役員)

第 48 条 第 15 条の規定にかかわらず、本法人の設立時の役員は次のとおりとし、設立時役員任期は、平成 28 年 2 月の社員総会の終了時までとする。

理事 生駒 忠昭

山田 健一

小堀 康博

山中 千博  
代表理事 中村 敏和  
監事 稲波 修  
河合 明雄

(法令の準拠)

第 49 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人電子スピサイエンス学会設立に際し、設立時社員の定款作成代理人である行政書士 西尾 俊 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成 27 年 11 月 3 日

設立時社員 生駒 忠昭  
設立時社員 稲波 修  
設立時社員 太田 仁  
設立時社員 河合 明雄  
設立時社員 小堀 康博  
設立時社員 中村 敏和  
設立時社員 山田 健一  
設立時社員 山中 千博

上記社員の定款作成代理人 行政書士 西尾 俊